

00523

鳥取縣公報

第千三十二號

金曜日

昭和十四年五月二十六日

A5判

告示

◆鳥取縣告示第三百五十五號
左記ノ通農事實行組合設立ノ届出アリタリ

昭和十四年五月二十六日

名稱	事務所々在地	設立年月日
東積農事實行組合	東伯郡上中山村	昭和十四年四月十八日
崩同	同郡山守村	昭和十四年三月三十一日
井ノ原同	日野郡黒坂町	昭和十四年四月二十日
奈喜良同	西伯郡成實村	昭和十四年四月三十一日
下藏内同	氣高郡日置谷村	昭和十四年五月一日

00524

美吉區同

西伯郡成實村 昭和十四年四月十八日

小原同

西伯郡大國村 昭和十四年五月一日

口絹屋同

同郡同村 同年同月同日

猪小路同

同郡同村 同年同月同日

大國村北方同

同郡同村 昭和十四年五月二十六日

西同

同郡同村 昭和十四年五月一日

興一谷同

同郡同村 昭和十四年五月一日

絹屋同

同郡同村 昭和十四年五月一日

鍋倉同

同郡同村 昭和十四年五月一日

◆鳥取縣告示第三百五十六號

左記ノ者負債整理委員會委員ニ任命セリ

昭和十四年五月二十六日

鳥取縣知事

副見喬雄

木

名

氏

名

氏

名

氏

名

00525

八頭郡

手間村

山

本

鐵

九

都

田

義

男

多

田

竹三郎

丹比村

大伊村

山

根

金

藏

石

井

壽

雄

大

谷

爲藏

八頭郡

手間村

山

本

鐵

九

都

田

義

男

多

田

竹三郎

丹比村

大伊村

山

根

金

藏

石

井

壽

雄

八頭郡

手間村

山

本

鐵

九

都

田

義

男

多

田

竹三郎

丹比村

大伊村

山

根

金

藏

石

井

壽

雄

八頭郡

手間村

山

本

鐵

九

都

田

義

男

多

田

竹三郎

丹比村

大伊村

山

根

金

藏

石

井

壽

雄

大

谷

爲藏

氣高郡

美穗村

澤

田

磨

夫

大

平

元

造

半

田

隆春

丹比村

大伊村

山

根

繁

己

太

田

榮

一

中

西

榮造

丹比村

大伊村

山

根

繁

己

太

田

榮

一

中

西

榮造

00526

原 田 增 藏	平 田 平 藏	表 藤 市
米 村 董 市	橫 山 政 一	田 中 善 左衛門
中 島 作 一		
岩 美 郡	日 置 谷 村	木 村 民 藏
米 里 村	坂 口 米 治	山 根 愛 治
東 伯 郡	築 村	渡 邊 孝 造
長 谷 川	山 田 猪 三 郎	長 谷 川 西 川 達 造
市 下 益 重	長 谷 川 清 太 郎	市 下 信 垣 壽
山 樹 友 市	長 谷 川 長 谷 川	田 中 竹 藏
田 中 德 明	長 谷 川 國 藏	山 下 經 男
松 田 迪 藏	長 谷 川 山 藏	德 山 勝 藏
	長 谷 川 豊	村 岡 貞 一
	長 谷 川 豊	長 谷 川 秀 藏
	長 谷 川 豊	竹 本 正 春
	長 谷 川 豊	田 中 長 太 郎

鳥取縣告示第三百五十七號

昭和十三年七月鳥取縣告示第四百號鳥取縣團體勤勞指導委員會規定中「團體」ヲ「集團」ニ改ム
昭和十四年五月二十六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

雄

喬

00528

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ
 ◇鳥取縣告示第三百五十九號 健康保險法施行規則第二十三條ニ依テ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無效トス

昭和十四年五月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬

雄

被保險者證記號	被保險者番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所々在地並名稱	無效トナリタル被保險者證交付年月日	無效トナリタル年月日	備考
東め	一一〇	山名高晴	東伯郡倉吉町	一四、二、二一	一四、五、一五	
同	一一三	日野喜好	同	一四、二、二二	一四、五、一五	
米ひ	五一	福田樵悦	米子市東町 車株式會社	一〇、四、一 日ノ丸自動 米子支社	一一四、五、一八	
鳥き	三八	大田築	鳥取市東品治	一一、七、一三	一四、五、二二	
岩い	二六七	肥田實太郎	岩美郡小田村	一一、一二、一八	一四、五、二二	
同	四六	小谷辰雄	岩根運送	一一、三、一四	一四、五、二二	
岩い	二六七	肥田實太郎	鳥取支店	一一、二、一八	一四、四、二六	

◆鳥取縣告示第三百六十號

昭和十四年五月四日執行衆議院議員再選舉ニ於テ議員候補者ノ要シタル選舉運動ノ費用精算額左記ノ
 通り各選舉事務長ヨリ届出タリ。

昭和十四年五月二十六日

一 選 舉 ノ 期 日	鳥 取 縣 知 事	副	見	喬	雄
一 議 員 候 補 者 ノ 氏 名	稻	田	直	道	
一 精 算 届 出 ヲ 爲 シ タル 選 舉 事 務 長 ノ 氏 名	桑	本	源	造	
一 支 出 總 額	金	五千六百九拾四圓貳拾五錢			
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金	參千五百四拾圓貳拾九錢			
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金	七百八拾貳圓拾六錢			
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非ラサル者ノ支出シタル額	金	ナシ			
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金	壹千參百七拾壹圓八拾錢			
一 報 酬	金	五百八拾八圓八拾五錢			
勞 務 者	金	五百八拾八圓八拾五錢			
家 屋 費	金	壹百九拾六圓六拾五錢			
選 舉 事 務 所	金	五拾參圓四拾七錢			

00530

若櫻町選舉事務所

金五拾參圓四拾七錢

金壹百貳拾七圓七拾貳錢

金貳千七拾六圓六拾八錢

金壹千參百七拾六圓貳拾五錢

金貳百五拾參圓六拾四錢

金治八國七合五錢

金參百合五圓合四

金匱要略

卷之三

五
錢也

年五月四日

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)
選舉	ノ	期	日	費	費	費	費
候補者	ノ	氏名		費	費	費	費
議員				筆	墨	紙	墨
計	金			廣	告	刷	印
雜				休	泊	車	船
飲				食	物	馬	車
費				費	費	費	通

00531

一 支 出 總 額
選舉事務長
(一) (二) (三) (四)
議員候補者
選舉事務長
立候補準備
明細
支 出
報 酬
勞 務
家 屋
選 舉
集 合
通 信
船 車 馬

(四) (三) (二)
勞務者
船車馬費
勞務者
選舉事務所
通信會場
集會場

金五百參拾七圓六拾五錢
金五百參拾七圓六拾五錢
金壹百貳拾五圓四拾八錢

		一 支 出 總 額		下 金五千八百參拾八圓五拾八錢 勘 治	
(一)	選舉事務長ノ支出シタル額	(二)	選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	(三)	議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非ラナル者ノ支出シタル額
(四)	立候補準備ノ爲ニ支出シタル額ナシ				
一 支 出 明 細		金 金	金		
(一) 報酬	(二) 勞務者	(三) 選舉事務所	(四) 金拾圓	金壹千四百參拾參圓九拾七錢	金四千四百四圓六拾壹錢
通信費	家屋費	集會場	金壹百貳拾五圓四拾八錢	金壹百八拾四圓九拾四錢	金壹千參百五拾圓四拾五錢
船馬費			金壹百拾五圓四拾八錢		

00532

金貳千五百四拾參圓六錢

金參百貳拾圓五拾錢

金六拾圓九拾六錢

金貳百貳拾圓四錢

金五千八百參拾八圓五拾八錢

(十) (九) (八) (七) (六) (五)
印 刷 費
廣 告 費
筆 墨 紙 費
休 泊 費
飲 食 物 費
雜 費

計

選 舉 ノ 期 日
昭 和 十 四 年 五 月 四 日

議員候補者ノ氏名
精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名

木 村 虎 次 郎
矢 野 晋 也

金九拾九圓九拾九錢

金壹圓七拾壹錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得シ支出シタル額

金六拾參圓貳拾八錢

鳥取縣公報 第一千廿二號 昭和十四年五月廿六日(第三種郵便物認可)

00533

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非ラサル者ノ支出シタル額
金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲支出シタル額
一 支 出 ノ 明 細
(一) 報 酬
勞 務 者
家 屋 費
選 舉 事 務 所 費
通 信 費
集 會 々 場 費
船 車 馬 費
印 刷 費
廣 告 費
筆 墨 紙 費

金貳圓

金貳圓

金五拾圓

金五拾圓

金壹圓四錢

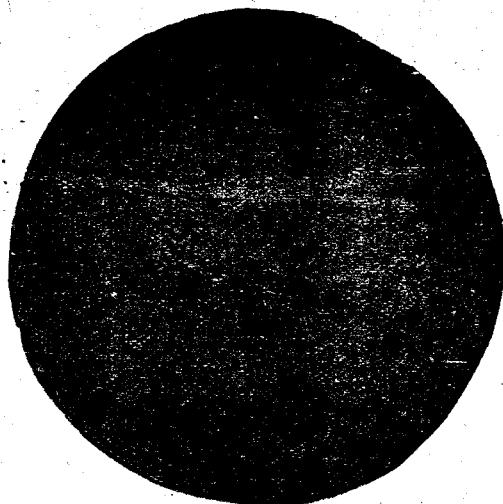
金壹圓拾六錢

金ナシ

金壹圓貳拾四錢

00536

事變特報



00537

彙

報

第五號

舉國一致

盡忠報國

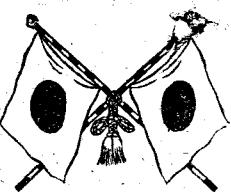
堅忍持久

00538

目

次

- 一、第三十四回海軍記念日を迎へて.....(社事兵事課)一七頁
 二、日本海大海戦.....(知事官房)一九頁
 三、母子保護事業法.....(社會課)二十五頁
 四、工業組合法の改正.....(商工水產課)二七頁
 五、臨時國勢調査施行令の概説.....(統計課)二七夏
 六、山火事を警戒しよう.....(林務課)三〇頁
 七、栄養食と献立の合理化.....(衛生課)三二頁
 八、支那事變國庫債券發行.....(商工水產課)三九頁
 九、貯蓄債券發賣.....(商工水產課)四〇頁
 十、バラグアイ國への我が移住者.....(庶務課)四一頁
 十一、我等縣民代表の郷土部隊慰問使は還る.....(商工水產課)四三頁
 十二、銃屑の配給統制.....(社會課)四四頁
 十三、御仁慈に感激の傷兵感想文.....(社會課)四四頁



第三十四回

海軍記念日を迎へて

我等は事變下に第三十四回海軍記念日を迎へた。時正に時局は愈々重大を加へ、國一致更に一段の努力を加ふべきの時、熟ら日本海々戦の當時を回顧して感懷轉た切なるものあるを覺える。

顧みれば明治三十八年初頃、攻圍半歲、海陸の共同功を奏して旅順を屠り、敵の東洋艦隊を擊滅するや、我が聯合艦隊は逐次内地に歸還して、船体兵器の修理改繕、人員の交代充實を圖り次で朝鮮鎮海灣附近に集合して白熱的訓練を開始した。此の間の訓練が如何に猛烈であつたかは眞に想像の外と言ふべく、艦隊の將兵唯滅敵の意志に燃えて、最後の一戦に際し寸毫の違算なからんことを期したのであつた。

機熟し腕揚り、一年有半實戰の体验の上に正始した。此の間の訓練が如何に猛烈であつたかは眞に想像の外と言ふべく、艦隊の將兵唯滅敵の意志に燃えて、最後の一戦に際し寸毫の違算なからんことを期したのであつた。

「百發百中の砲一門は百發一中の砲百門に匹敵す」てふ精闢なる實力を養ひ得て、茲に遂來のバルチック艦隊を迎へたのである。

「皇國の興廢此一戦にあり、各員一層奮勵努力せよ」千古不滅の名信號は三笠の檣頭に翻つた。感激の涙で之を仰ぎ見た將兵一萬五千、誰か生還を期せん。必死の奮戦は先づ我が主力部隊の敵前大回頭に依つて開始せられ、茲に前古未曾有の大戦は開始せられたのである。

燐たる大稟威の下、卓越せる統帥と戰術の妙用と、將兵の奮鬪とは忽ち其の効を顯はして、戰鬪開始三十分にして己に戰勝の端緒を獲得し、爾來夜に日を次ぐ二日の激戦に、遂に敵の大艦隊を擊滅して、畏くも「朕ハ汝等ノ忠烈ニ依リ祖宗ノ神靈ニ對フルヲ得ルヲ懼フ」との前例なき優詔を拜するに至つた。

敵の全艦隊を殲滅して制海權を完全に把握せらる結果は、遂に露國をして戰意を放棄せしめ、茲に日露戰爭をして終局に導く一大原因となつたのであるが、この未曾有の戰果を收むるに至

00539

つた反面に於て、如何に國民上下一致の赤誠が
最高度に發揮せられたるかを忘れてはならない。
由來兵を養ふこと決して短時日の克くするど
ころにあらず、思へば日清戰爭後の三國干涉に
直面して、舉國一致の奮起は艦隊の急進的増勢
に兵器の改善進歩に、將又人員の充實教育訓練
の徹底に破天荒の努力を惜しまざらしめ、この
上下一致の赤誠は凝つて天佑神助となり將兵の
實力となつて發揮せられ、茲に曠古の戰勝を獲
得したと云ふべきである。げにや「物の成るは
成るの日にあらずして必ずや依つて来る 所あ
り」てふ古人の訓言眞に然るを覺ゆるのである。
今や我等は事變下に再びこの榮ある記念日を
迎へた。

界を蔽ふの觀なきを得ない。思ふに此等援蔣第一
三國が、一方援蔣の手段に各技巧を弄しつゝ、
一方歐州情勢に即應して軍備の擴充に孜々たる
を考ふる時、本事變の解決を東亞新秩序の建設
てふ極めて困難なる大業に邁進しつゝある我が
國として、その前途の益々重大なるを痛感せざ
るを得ぬ。

事變以來我等は今日迄實に幾多の試練を体験
して來たが、之を世界大戰當時の歐州交戰國民
の苦難に比すれば未だ不充分なものがある。茲
に我等は一層耐へ得べき餘裕を自覺すると共に
更に一大戒心を加へ、如何なる困難に對しても
莞爾として乗り切るの襟度と覺悟とを以て勇往
邁進を續けなければならぬ。

基義以列等の今日過實に幾多の説教る体験して來たが、之を世界大戰當時の歐州交戰國民の苦難に比すれば未だ不充分なものがある。茲に我等は一層耐へ得べき餘裕を自覺すると共に更に一大戒心を加へ、如何なる困難に對しても莞爾として乗り切るの襟度と覺悟とを以て勇往邁進を續けなければならない。

更に三省すべきは我が國が海洋國たる天與の地位に於て、今後の時局の解決に如何に制海權が重要なかの事實である。更に又大陸建設とは海洋發展との互助連關係ある。大陸建設の爲につて、四面環海の我國として常に考慮せねばな

日本海大海戰

明治三十七年一月、旅順口の陥落と共に多年東洋に雄飛した露國の艦隊は事實上全滅に歸したのであつた。



一、バルチツク艦隊 の東航

カムラン湾に向つて出發した。

00542

一方露國軍事當局は旅順陥落の結果増遣艦隊の東進繼續を躊躇してゐたが、遂に意を決して戰艦一隻海防艦三隻裝甲巡洋艦一隻運送船工作船病院船等十二隻よりなる第三艦隊を編制し、ネボカトフ少將を司令官として二月十五日リボウを出發せしめたのであつた。

五月九日カムラン湾の北方四十餘浬のヴァンフ
オン灣に於て第三艦隊と合し、五月十四日彌々
朝鮮海峽に向つて航進を開始し、臺灣海峽の南
方より八重山列島の東方を迂廻して二十五日には上海の沖合に到着し、一部の運送船を上海に放ち、口提督は總艦船三十八隻を率ひ二十七日の正午を以て朝鮮海峽の中央を航過するやう行動を豫定して二十六日正午には濟州島の南約六十浬附近に於て約四時間の艦隊運動を行ひ、警戒を厳にして北上して來たのである。

二、我が軍の迎撃

く天佑神助と明治天皇の御稟威と、艦隊の善謀
奮戦によるは勿論ながら、~~一過すべからざる~~
大原因は、實に國民が臥薪嘗膽舉國一致この大
戰に當つた事と、國民の思想精神が頗る堅實剛
健であつた事であると思はれる。

秋山參謀の御前講演

この文は前記の如く日本海々戦當時海軍少佐聯合艦隊參謀たりし秋山眞之中將が大正天皇の御前に講演せられし原稿である（御講演當時少將）各位の参考資料として茲に採録する。

明治天皇陛下の御稟威發現の一に稱へらるゝ日本海々戰は古今東西未曾有の大戦にして、其の未曾有たる所以は其の戦場の頗る廣大なりしこと、其の交戦時間の甚だ長かりしこと、對抗兩軍艦隊兵力の多大なりしことの外に、其の

我が海軍は敵東洋艦隊擊滅と共に更に遠來の新敵艦隊を激撃する爲交々内地に歸還して艦隊を修理して鎮海灣に集合し、猛訓練を實施しつゝ敵を待つたのであるが遂に愈々世界の海戦上特筆大書すべき大海戦の五月二十七日となつたこの戦の状況については種々の戦記にも記されてるのでこれを略するが、當時の旗艦三笠にあつて智謀神の如しと稱へられた秋山眞之參謀が、後大正四年五月二十七日時の 聖上陛下に對し奉りて御前講演を行つた時の原稿は眞にその策戦と戦況とを髣髴せしむるのであつて、且つ將來に残したいと思はれるので別に記して各位の参考に資する。

かくて敵の第二、第三艦隊は全く擊滅せられ其の東洋艦隊と共に露國の全艦隊は殲滅せられ我が近海の海上權は完全に我手中に入り、國民の生命や財産は勿論、海外との交通貿易も、滿洲との後方連絡も安全となり、遂に日露戰役を終結せしむるに至つたのであつた。そもそもかくの如き大捷を得るに至つた原因は、云ふ迄もな

勝敗の差隔が著しく懸絶して敵の艦隊が殆ど全滅したるに因り、皇軍の損害が眞に僅少なりしことはなり。（中略）

此の海戦に於ける皇軍作戦計畫の要領は、先づ南方第六警戒區に數隻の哨艦を配列し、毎日々沒此線上に在りて前方を見張り、日没より各艦配列して内方に退き、又翌朝より引返して元の警戒線に就き、斯くの如く連日連夜同一地帶を往復し、其の間に敵艦隊を發見し得る如くせり、此の搜索法によるときは敵が如何なるとき如何なる場に現はれ來るとも殆ど見逃すことなし、而して發見し得たる敵艦隊を攻撃する計畫は、對馬海峡より浦鹽港外に至り七段に策定せられ、其の第一擊は第〇警戒線の内方中央に占位し、哨艦の掩護に任じたる第三戰隊及び第四驅逐隊が先づ敵に接觸し、夜に入りて○○○○○攻撃を試み、之に次で竹島要港に待機せる第三艦隊の總○○○○隊が第二擊の○○を行ふものにて、此の第一、第二の攻撃計畫は敵が第〇警戒線附近に發見せられたる場合に適用させる豫

00544

定なりき。

然るに海戦當日には前日來の天候不良にして、哨艦の占位不規則なりし爲にや二十六日の夕刻に發見し得べき敵艦隊を見ること能はず、各哨艦夜中に北方に退き、二十七日拂曉に至り二〇三地點に發見されたるを以て此の攻撃計畫は遂に實現に至らずして止みたり。

第三擊は對馬海峡に於て我が聯合艦隊の全力を以てする晝間の本攻撃にして、即ち當日の一合戰是れなり。第四擊は晝戦を了り其の日没より決行すべき驅逐隊水雷艇隊全部の夜襲にして、即ち當夜の第二合戰なり。第五擊は第三擊の終りたる聯合艦隊が更に北方に先航し、松島、竹島附近の線上に至り浦鹽に逃れんとする殘敵を邀撃するものにて、二十八日午前午後の第六、第八合戰即ち之れなり。斯く五段迄攻撃

日	時	合 戰	對	戰	果
二十七日 午後		第一合戰	彼我主力艦隊の大決戰		敵艦七隻擊沈内假巡三隻

夜 第二合戰		我全驅逐隊水雷艇隊の敵敗殘艦隊強		敵艦四隻擊沈我水雷艇三隻	
二十八日 朝	第三合戰	我軍艦千歳の敵驅逐艦追撃			沈沒
同 午前	第四合戰	我主力艦隊の敵敗殘主力包圍攻撃		敵艦四隻捕獲	
同 同	第五合戰	我軍艦音羽新高の敵艦スウェートラ		敵艦一隻擊沈	
同 同	第六合戰	我軍新高叢雲の敵驅逐隊追撃		敵艦一隻擊沈	
同 午後	第七合戰	我驅逐艦不知火及第六十三號艦の敵		敵艦一隻擊沈	
同 同	第八合戰	我軍艦石手八雲の敵艦ウシャコフ追撃		敵艦一隻擊沈	
同 同	第九合戰	我驅逐艦連、陽炎の敵驅逐艦二隻追撃		敵艦一隻捕獲	敵主將生擒
同 同	第十合戰	我第四戰隊第二驅逐隊のドンスコイ		敵艦一隻擊沈	

此の前後十回の各合戰を比較して其の對勢と戰果とを計査するに、彼我對當の大決戰と認むべきは唯單に二十七日午後の第一合戰のみにして、第二合戰乃至第十合戰の九合戰は何れも我優勢を以て劣勢の敵を追撃し、大抵短時間に其の目的を果せり。而も其の戰果を見るに、第一

を續行せば彼我共に多數の艦艇を失ひ或は我軍も攻撃の餘力なきに至らんと豫期せられたるも尙極力敵を擊滅せん爲殘餘の我が兵力を浦鹽として浦鹽港外に至り敵を待ち此の最後の第七擊を試みるの心算にて、之が爲め海戦に先立ち豫め浦鹽港外に多數の機械水雷を敷設されたり。作戦の計畫は斯く七段に案畫されたるも其第一、第二の攻撃は前記の如く天候に妨げられて實施するに至らず、當日の海戦は第三擊より始まりて第五擊に及び而も天佑神助により此の中間三段の攻撃のみにて豫期以上に皇軍の大捷に歸し、第六及第七攻撃は遂に實施の必要なきに了れり。今其の作戦の實施經過を記すれば大要左表に掲ぐるが如し。

合戰にては僅に敵艦四隻（他の三隻は微弱なる假裝巡洋艦なり）を擊沈し得たるのみにして、残餘の敵艦十隻擊沈五隻捕獲の大戰果は皆第二合戰以後に於ける敗殘の敵に對する追撃戦を以て獲得されたるものなり。之を以て見るに戰勝の成果は陸戦と同じく海戦に於ても亦激戦の終

00546

りたる後の追撃戦にて收獲せらることを知るに足るものなり。

去りながら當初の第一合戦に敵の有力なる四艦を擊沈して彼我勢力の均衡を破り、當日の勝敗を決し得たことが此の大戦の眼目とも云ふべきものにして、若し此決戦に勝を制せざりしとせば第二合戦以後の大戦果を擧げ難きのみならず、却て惡戦苦闘を續行して我が損失を増大するの惡結果を生じたるならん。

實に日本海々戦に於ける皇軍の大勝は此の第一合戦の制勝より生じたるものなり。然らば此の第一合戦其物は如何に戦はれて如何に勝敗が決したるかを見るに、五月二十七日午後一時五十五分(中略)より約五時間の戦闘にして、其の戦場は沖の島の北方一帯の海なり此の合戦素より當日の大決戦なりしと雖も其の決戦たる純正の部分は僅に其の當初の三十分間に過ぎずして爾後の戦闘は凡て追撃戦となれり。(中略)敵の艦隊が初めて砲火を開きたる午後二時七分の頃、又我が艦隊が暫く之を忍んで適當の戦闘距

離に入りて應戦したるは午後二時十一、二分の比と記憶せり。(中略)二時四十五分の比即三分の後には敵の戦列已に亂れ、其の砲火大に衰へたるに反し我が艦隊は戦列整然として各艦の砲火は益々顯著なる効力を發揮し勝敗は實に此の三十分钟の間に決定せり。即ち日本海々戦の大勝は第一合戦の決勝より起り其の第一合戦の決勝は實に當初の三十分钟の間に定りたるものにして皇國の興廢安危は此三十分钟の勝敗にかかりしものと謂ふべきなり。

熟々稽ふるに此の海戦に於ける彼我艦隊の主力は殆ど對當の兵力にして我軍の戦艦四隻装甲巡洋艦八隻に對し、敵は戦艦八隻装甲巡洋艦一隻装甲海防艦三隻を有し、各十二隻を以て主力となせり。而かも皇軍が僅々三十分钟間に此決勝を得たるは素より其の當時に於ける種々なる天佑神助の然らしめしものなれども、抑々此の十二隻の主力艦隊が此の戦場に立つを得たることが、先帝陛下(御稜威に基ける皇軍天佑)最大なるものと信せざるを得ず。實に此の十二隻の

00547

堅船中春日、日進の如きは日露戦役の際伊太利より遅に購入せられ、開戦後に我が國に到着したるものにして若し此の二艦微りせば日本海の戰勝は彼の如く偉大ならざりしならん。獨り春日、日進のみならず、三笠、敷島、朝日、富士或は出雲、盤手、淺間、常盤の如きも先帝陛下の聖代に於て、皆多年の慘憺たる建營に成り、初めて此の戦場に參加したものにして、此等の艦艇を整備し、其の乗員を訓練して戦場に立つを得しむる迄には約十ヶ年を要せり。されば海戦の決勝は前記の如く三十分間にて獲得されたるも、こゝに至らしむるには十年の戦備を要せしものにて即ち取りも直さず連綿十年の戦争とも謂ふべきなり。此の十年の經營の大戦争に於て皇軍が海に陸に連戦連勝し得たること皆是れ先帝陛下御威徳の致す所なり。

母子保護事業法

この法律は昨年即ち昭和十三年一月一日から實施せられてゐるものであります、未だ十分普及徹底してゐない感がありますのでこゝにその概要を記します。

云ふまでもなく國家の將來を擔ふ者は兒童であります。而して兒童の健全なる發育は主として家庭に於ける母の力に俟たねばなりません。故に貧困の爲母が子を養育することが出來ない場合は之を保護して母としての天職を盡さしむることは其の人達の爲のみならず國家社會の爲極めて肝要な事柄であります。固より我が國には古來近親並に隣保相扶の美風がありますけれども、單に之のみに俟つことが出來なくなつたのであります。偶々家計の中心をある夫が死んだり或は又いろ／＼な事情で夫と離れてゐる母が貧窮に悩み悲惨なる境遇に陥り其の結果子供を養育することが出来ず又は子供の養育の爲に

母が犠牲となり、延ては之が不良児童の發生の素因となり、或は又母子心中と云ふやうな悲惨なる事件の増加を見る等寔に重大なる社會問題を惹起するに到つたのであります。

こゝに於て斯る薄伴な母子を保護すべき制度の必要なことは夙に識者の唱ふる所でありまして政府に於ても亦從來研究を重ねまして昭和四年救護法制定に當つてもこの趣旨を採入れたのであります。が仍不充分の爲に救護法の特別法制として貧困な母子を一体として保護し、救貧防貧の實を擧ぐると共に國家の將來を擔ふ児童の健全なる發育を遂げしめ、以つて國家將來の發展と國民生活の安定に資せんが爲本法が制定せられたのであります。

この法律では、十三歳未満の子供を持つた母または母に代る祖母であつて、夫が死亡したり離婚したり或は病の爲に勞働が出來ないとか、行方不明になつてゐるとか、又は拘禁されてゐるとか母子を遺棄したとか云ふやうな爲に、母（又は祖母）が自ら家計を維持しなければならぬ

場合に (1) 生活扶助、(2) 養育扶助、(3) 生業扶助 (4) 醫療の四つの種類の保護が加へられるも

のです。

この扶助の金額は、居宅に於ける生活扶助（母）と養育扶助（子）は市内で一人一日最高十七錢、一世帶一日六十五錢、倉吉、境町で一人一日十五錢、一世帶一日六十錢、其の他の町村では一人一日十三錢、一世帶一日五十五錢、醫療は市内町村とも一人一日藥治料十二錢、處置料一回十錢、手術料一回一圓（歯科手術は四十錢）、検査並注射料一圓以内生業扶助は一人につき三十圓以内となつてゐます。そしてこの保護は母子を一緒に生活させて保護するのが原則ですか

ら子供を里子に出したらこの法律の適用を受けることは出来ません。又前に記したやうに、子供が十四歳になつたら扶助は打ち切られます。方面委員その他皆が氣をつけて、自分の區域内にかうした不幸な母子がある時この恩典に浴せしむるやう思ひたいものであります。

工業組合法の改定

中小工業の實情に即し、小工業者の共同で組織してゐる小組合を法律で認めると共に、物資配給統制の進展に伴ひ、工業組合制度の公共的使命がいよいよ增大しつゝある現状に鑑み、その監督を更に徹底させようとするものである。

この制度の特徴としては

一、地區を定めず小規模工業者の合意によりて組織されること

二、原材料の受入から數品の販賣まで一貫して共同經營的に實行すること

三、組合は原則として十名以下とすること等である。

00549

臨時國勢調査 施行令の概説



政府に於ては来る八月一日を期して、國民消費に関する臨時國勢調査を行ふこと

となり、その施行令が本年四月十七日勅令第二百五號を以て公布せられた、本調査は國民の消費に要する物質の數量、金額及びその地域的分布の状況並に配給の狀況を明かにして、事變下並に事變後に於ける財政經濟をはじめ、諸般の政策の立案及び實施に資せんとするもので、極めて重要な役割を有する調査である。左にその調査の内容、その他につき略述する。

この調査は一般的實地調査と、標本的實地調査の二種となつてゐて

(一) 一般的實地調査は

1. 物品販賣業者、同賣買仲介業者、並に之と同様の事業を爲す法人、組合、その他旅館、料理店及び飲食店、その他之に準すべきもの
 2. 常時五十人以上の職工を使用する工場、當時二十人以上の寄宿人を收容する寄宿舎、若は之に準すべきもの、病院又は船舶にして、調査期日前一年間に物品卸賣業者又は生産業者より飲食料品を購入したものにつき、物資の消費高並にその配給の状況を調査するもので、即ち前記1. については、經營體の名稱又は主任經營者の氏名、本支店の別、開業の年月、企業の組織、法人に限り拂込資本金又は出資額、營業の種類、從業者、調査期月、前一年間に卸賣業者又は生産業者より仕入れたる指定物品の中飲食料品の仕入數量及び金額
 3. については、經營體の名稱又は主任經營者の氏名、事業の種類(工場及び工場寄宿舎に限る)調査期日前一年間に卸賣業者又は生産業者より購入したる指定物品の中飲食料品の購入數量及び金額
1. 賣上總金額(卸賣、~~小賣~~の別)指定物品の前一年間の卸賣小賣別賣上數量及び
2. 1. 農業~~又~~飲食料品製造業を營むもの
物品卸賣業者

00551

3. 建築業を營むものについて行ひ、これを基礎として自家消費高を算出しようとするもので

1. と2. については、經營體の名稱又は主任經營者の氏名、(1) には事業の種類

經營の規模、前一年間の指定物品の生産數量及び金額) (2) には營業の種類經營の形態從業者、前一年間の指定物品の賣上數量及び金額)、前一年間の指定物品の自家消費數量及び金額

については、經營體の名稱又は、主任經營者の氏名、前一年間に落成したる住宅の新築及び増築の延坪數並に指定建築材料の使用量及び金額

を申告せしめて調査するのである。

一般的實地調査の結果の整理は全部中央集查である、又標本的實地調査の結果は當該府縣毎

に、これを基礎として所定の方法により、それを算定する。

(三) 調査の方法と申告の義務

申告用紙は調査員が、之を經營體の營業所、販賣所、事業場等に、若し店舗を有せざる經營體は、その經營主の住居に配付することになつてゐる。

イ、一般的實地調査の申告は、經營主管理者に於て所定の調査事項を記入して、その申告書を昭和十四年八月十日迄に、調査員に提出する義務がある。

ロ、標本的實地調査の申告は、經營主、管理者に於て所定の調査事項を記入しその申告書を同年八月二十五日迄に、調査員に提出する義務がある。

申告の義務者が申告をなすことの出來ない場合は、事實上之を代理する者が、その義務者である。

(四) 調査の機關

事項を調査することは出来ない。

00552

イ、府縣には調査事務を處理する爲、臨時國勢調査部を設け、市町村には調査事務を執行せしむる爲、調査員を置き、又調査事務の執行を指導せしむる爲指導員を置くことも出来る。

ロ、申告用紙の配付、蒐集は調査員が之に當るので指導員は市町村に於ける調査事務の指導に當るのである。

ハ、調査員及び指導員は名譽職で、府縣知事の推薦により内閣に於て之を任命する。

ニ、地方實查は市町村長之を管掌し、府縣知事之を指揮監督するのである。

(五) 申告書の使用並公表及び附帶事項の調査禁示

イ、申告書は統計上の目的のみに之を使用し、如何なる場合と雖も之を公表することは出来ない。

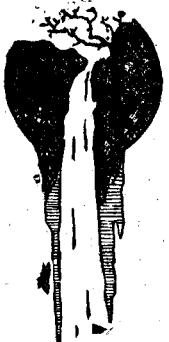
ロ、府縣、市町村では本調査に附帶して、他の

00553

きましたが氣候が良くなつて家族連や、友達同志又は團体等でハイキングに掛けれる人々、或は山林内で働く人達の不注意によつて山林の被害中で最も多額に上り一時に大面積の山林を鳥有に歸せしめる山火事を警戒して戴き度い。森林法が改正せられて、國家は益々この資源の保護に力を注ぎ、失火の場合の罰金の如きも從來三百圓以下であつたのが千圓以下となつてゐます。

昭和三年の内地木材需要は六千萬石、その内三千萬石は輸入材と北海道、樺太、南洋材であったが、事變以來坑木用材、鐵道枕木、電柱などの需要が増加して昭和十三年の需要は七千萬石となつて居り、一方バルブ原料には樺太のカラ松、エゾ松、トド松と輸入材を使つてゐたの赤松、黒松、杉、檜などを使ふやうになつたのです。

昭和十二年の森林法違反者では煙草の吸殻、



山火事を警戒しよう

特にハイカーラー達に希望……

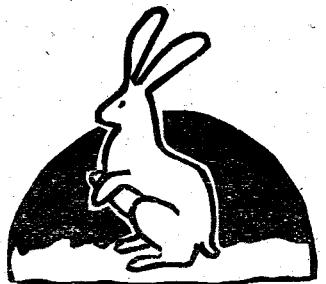
一年中で山火事の最も多い三月四月の頃は過

焚火などによる失火者九十一人、火入れによる失火者四十四人となつてゐます。氣候のよくなると共に山に親しむ事に國民保健の上から云つても甚だ結構な事ですが、山と人との親しみが深くなると共に兎角く氣分が開放的になり勝ちなものですから、山で煙草を吸つたり晝食したり、飯盒炊餐天幕露營など火を使ふ時には充分注意して、炊事は近所に燃えやすいものゝない水の近い處を選び、焚火の燃え残りには水をかけ、煙草の吸殻は必ず足下踏み消すとか、マッチの摺りかすは一々土に突込むと云つた風な細心の注意が必要です。

(六) 罰則

調査の職務執行により知得したる個人、法人組合又はその業務に關する事項を故なく他人に漏洩したる者、調査を忌避し申告をなさず、又は不實の申告をなしたる者、申告義務者をして申告をなし得ざらしめたる者虚偽の風説を流布し又は偽計若しくは威力を用ひて調査を妨げた者は、六月以下の懲役もしくは禁錮又は二百圓以下の罰金に處せられる。

00554



榮養食之 献立の合理化

一、人体と榮養

食物は人体の生成と補給の原動力であつて、人間としての活動とその發展はすべて食物から生ずると云つてよい。従つて食物の合理化は人間活動の根幹であつて、目下聖戰遂行途上の日本國民として人的資源の増強から考へても重要な問題と云はなければならない。

人の身體組織の成分は炭素、酸素、水素、窒素、燐、硫黃、鐵、カルシウム、カリウム、ナトリウム等から成つてゐるのであるが、含水炭素、蛋白質、脂肪はその大部分を含有してゐるので昔から榮養上の三大要素として擧げられてゐる。そして含水炭素は米麥の主成分であり、

蛋白質は鳥獸魚肉及豆類、脂肪は動植物中の所謂あぶら氣の主要分であるから吾人はこれ等のものを常食物として攝取することによつて人体の榮養の補給源としてゐるのであるが、從來是等の食物を人体に攝取するに當つて、世人は唯慣上所謂腹加減によつてこれを補給する事になつてゐた爲、その結果は甚だ不合理な原始的攝取方法となつてゐるものである。食物攝取の方針を合理化しようとはすれば、どうしても人体一日の榮養素の消費料を基礎とし、食品そのものの含有榮養分、特に消化していよく人体の榮養補給の實際的効力を結果する榮養價值そのものを知つて適當に調理配合するのでなければ榮養食としての價値がないものである。

さきに榮養研究所では日本人榮養要求量の標準確立に銳意研究を重ね、各階級に亘る極めて多數の日本人について最新の試験方法に依つて保健食糧が定められた。これは我が國民の榮養改善上、又今後政策上まことに大切な研究として、大に各人に利用せらるべきものである。

00555

日本人の保健食の一日標準量

(榮養研究所調)

年齢 (歳)	男		女		
	成年男子を の比較	總溫量 (カロリー)	蛋白質 (グラム)	成年男子を の比較	總溫量 (カロリー)
發育期 生後一二	一〇	二	四八〇	一〇	二〇
三十三	四	九六〇	四〇	四	九六〇
五十七	五	一二〇〇	五〇	五	一二〇〇
八十一〇	七	一六八〇	七〇	六	一四四〇
一一一四	八	一九二〇	八〇	八	一九二〇
一五一二〇	一〇	二四〇〇	一〇〇	九	二一六〇
盛年前期 二一一五〇	一〇	二四〇〇	八〇	八	一九二〇
盛年後期 五一一一六〇	一〇	二四〇〇	六〇	七	一六八〇
衰退期 六一一以上	九	二一六〇	四五	六	一四四〇

但しこの保健食量は、もとより平均標準量であるから、年齢性別の外、体格の大小、健康、状態、勞作の程度食物の種類等によつて左右され、また外界の影響をも蒙ること勿論であつて、筋肉労働者等に於てはまだ多く多量の栄養量を攝る必要があることは云ふまでもない。

二、栄養食の献立

さてこの栄養量を人体に供給するに當つて、以前には攝取すべき一日の所要量をその日のうちに供給しさへすれば、即ち朝食は極めて貧弱なものを攝つても晝食でこれを補足し、或は晝食は簡単な弁當で済ませても夕食に充分の馳走で埋め合せ、一日量全体の所要量所要成分を満たせばそれで足りると考へた方法では、保健上その効果を齎し得ないと云ふ事實を最新の栄養學は教へてゐる。

そもそも各種の栄養素はそれく獨特の生理的意義を有するが、その各々が單獨に身體内に攝り入れられても充分の効果を擧げ得ないばかり

りか、かへつて害的にさへ作用することがある。各種の栄養素が生体内で栄養的に活動する爲には、それくの成分が相協力して働くなければならぬと云ふ密接な相互關係があつて、二つ或は三つの成分が共存して初めてよく効果を挙げ得る云ふ事實が實驗的にも證明せられてゐる。一日分の材料と分量は全然同一であつても、毎回食の含有量を適當に合理化したものを攝つた者は、毎回食の要素が過頗に含有した食物をとつた者よりも遙かに優秀な成績が得られるのである。この學術的な實驗成績の指示する大自然の法則を實際化する爲に、日本人の毎回食の組成を整備合理化する事に目的を置き、栄養研究所では「単位食献立」(栄養献立)を創案されてゐる。其の要領は次の通りである。

普通日本人成年男子の一日栄養要求量は總溫量二四〇〇カロリーで、うち蛋白質必要量は八〇グラムである。而して主食として胚芽米又は七分搗米、三合を攝取すると、其の余の包含してゐる。溫量約一六〇〇カロリーと、三

三グラムの蛋白質量を差引いた残りの溫量約八〇カロリーと、四七グラムの蛋白質は副食物からとらなければならぬ量である。此の一日分の副食物の中に含まるべき溫量と蛋白質とを四等分して、其の一部(此の場合約二〇〇カロリーと一二グラムの蛋白質)を副食物の一單位とする。而して普通一般の人々には、主食は一日量を三等分して朝晩夕に供し、副食物は朝晩各一単位宛、夕二単位と配分するのが最適當である。同一筆法で小供向又は老人向の単位食献立も作製出来る。

斯くの如く先づ献立作製に當つては、常にカロリーと蛋白質量を骨子として進んで行つて、愈々之を調理する際に、貴重な無機質やビタミン類の逸出損失のないように萬全の注意を拂ふと共に、又時には無機質、ビタミン源たる食品の添加も行はれてよい。

単位式献立法は主旨が毎回食の合理化にあるのだから食品の成分配合に眼目が置かれ、てくて用ふる材料や調理の形式は何であつても

一向差支へない。都會向にしても農山村向にでも辨當向にで、或は上品な御馳走向にすら應用し得るのである。

尙ビタミンに附いて附記する。ビタミンは身體生理的機能の源泉であつて、これの不足は種々の病氣の原因となるのである。ビタミンBの不足が脚氣の原因となり、ビタミンAの不足は夜盲症(鳥目)の原因となる事等はよく世人の知る所であつて、これ等の補給の適正を等閑にしてはならない事である。特にビタミンや無機物等の重要な成分は普通に世人が不要分として含有されて居るものであるからこれ等の調理には特に留意を要するのである。

三、農山村と動物性蛋白

農山村の食品に於ては蛋白質、特に動物性蛋白質の不足する場合が多い事は格別の注意を要する。蛋白質は無機質分と共に人体の血や肉をつくり、發育成長をする大切な身體組織の補給

00558

源であるが、農山村は何としても魚肉等動物性食料の供給が不充分である關係上、とかくその缺乏を招き、農山村民の栄養不良となり、特に幼少年者の發育旺盛期にある者發育不良を將來する事は實に重大な問題である。

蛋白質は鳥獸魚肉ばかりでなく豆類、麥類及びその製品には多量に存在してゐるから、農山村の身體栄養にはこれをよく注意して配合調理すれば相當量の蛋白質をも攝取し得るのであるが、茲に忘れてはならぬ事は、植物性蛋白質の栄養價は動物性のものより劣つてゐることと、植物性蛋白だけでは充分その生物的栄養價を發揮し得ない事である。實驗上植物性食品を主体としても、その中に僅かながらでも動物性の蛋白質を添加しなければ全体としての栄養能率が充分發揮出来ないのである。

だから農山村に於てその主婦が毎食の献立をする際に於て、植物性の食品を大部分として配食するに當つても必ず少量の動物性蛋白質を混用することを忘れてはならない。動物性蛋白質

と云つても強いて牛、鶏肉や高價な魚鳥肉を使用する必要はない。鰯、目さし、塩ます、むし(煮干)泥鰌等の手近な動物性食品で充分である。この點から云つても農山村に養兔養鷄その他副業を奨励して動物性蛋白質の補給を講ずることの如何に大切であるかを切實に感ずるものである。

尙、煮干等を使用するに當つて見受けれるやう唯、味つけ材料として煮出しがらは捨て仕舞ふやうでは意味がない。栄養素は肉そのものにあらるのだから、適當な方法を講じて捨てないで皆子供にもすつかり食べさせる事を考慮しなければならない。

又骨等は大切な無機性の栄養素が含有されてゐるのでから、これが利用を忘れぬ事が大切である。

00559

蛋白質の含有量とその比較表

(栄養研究所調)

品名	蛋白質の含有量	瓦当中量	としして蛋白質量比較	市價
牛 肉 (ヒレ)	一〇〇	瓦当量 一九、〇一	牛肉一〇〇瓦を標準	(昭和十三年十月下旬)
同 (小間物)	一九、二〇	瓦当量 一九、二〇	×	一〇〇、〇
豚 肉 (ロース)	二二、六六	瓦当量 二三、七〇	×	三七、三三
ハ ム	八三、九	瓦当量 八三、七	×	一一、八八
兎 肉	二四、二五	瓦当量 七八、四	×	一七、九〇
鶏 肉	一九、五〇	瓦当量 九七、五	×	二六、〇〇
鯛 鮪	一九、二〇	瓦当量 九九、〇	×	三二、六七
鯖	一九、三〇	瓦当量 九八、五	×	三〇、三四
鱈	一六、四〇	瓦当量 一一五、九	×	七、〇七
鰯	一九、一〇	瓦当量 九九、五	×	一〇、〇五

00560

鰯		一五、六九		一二一、二		二、五六
鯷		二三、九〇		七九、五		六、三六
泥鰌		一四、八〇		一二八、四		一一、九六
干鮓		一八、八五		一〇〇、八		六〇五
鹽鮓		五八、〇〇		三二、八		二、三〇
干鮓		四〇、四八		四七、〇		二、八五
目刺		一五、一五		一二五、五		三、九三
煮蟹		五八、七〇		三二、四		三、四七
蟹罐詰		一九、四四		九七、八		一二八、一
鰯干		六一、〇〇		三一、二		五、〇九
鶏卵		一三、一〇		一四五、一		一三、九三
牛乳		二、九〇		六五五、五		二八、八三
大豆		三九、一〇		四八、六		一、九〇
豆腐		六、五〇		二九二、五		三、八九
豆						

00561

支那事變國庫債券(ぬ號)發行

味噌	一二、六〇	一五〇、九	三、四六
油揚	二一、一〇	九〇、一	五、四一
小豆	二〇、五〇	九二、七	二、二二

額面百圓ニ付八拾九錢

×

×

×

貯蓄債券發賣

昭和十四年五月十五日を以て、標記國庫債券を發行せられた旨大藏大臣より五月十六日官報を以て發表になつた。その内容は

- 一、總額面高 四億圓
- 一、發行價格 額面百圓ニツキ九十八圓
- 一、償還期限 昭和三十一年八月十五日迄
- 一、利率 年三分五厘
- 一、利子支拂期 二月十五日及八月十五日
- 一、初期利子(昭和十四年八月十五日渡)



昭和十四年度國民貯蓄目標百億圓。各自日常生活の緊縮を計り、國民ひとして貯蓄報國に邁進しなければならぬ秋である。左に賣出し要項を略記する。

以て日本勸業銀行は第十一回及第十二回貯蓄債券賣出しを發表した。

昭和十四年五月十五日官報公令を以て日本勸業銀行は第十一回及第十二回貯蓄債券賣出しを發表した。

第十一回分四千五百萬圓

この割引賣出價格參千萬圓

第十二回分壹千五百萬圓

この割引賣出價格壹千萬圓

一、債券一通の券面金額拾五圓この割引賣出
價格拾圓で無記名券一、賣出し場所、勸業銀行本支店、出張所、
代理店、取扱店並に各郵便局一、賣出し期日、六月十五日より同三十日迄
賣り切れる事が多いから早く豫約申込を

するがよい。

一、郵便貯金預け人は其の貯金で購入して、
その保管を郵便官署に請求することが出
来る。一、償還抽籤は第一回が本年九月三十日で、
以後毎年三月、九月の二回行はれ、昭和三十年十月一日残額全部を償還せられる
一、定期償還の都度添付の各組(一組十萬通)
割増金は次の通りである。

等級	一箇ノ 金額		第一回 第二回ヨリ 毎回		第五回迄		第六回 毎回	
	一箇	ノ	一箇	二箇	一箇	二箇	一箇	二箇
一等	貲千圓		參箇	貳箇	一箇	二箇	壹箇	二箇
二等	壹百圓		四箇	四箇	一箇	二箇	參箇	二箇
三等	拾圓	六拾	四拾箇	四拾箇	參拾箇	參拾箇	參拾箇	參拾箇
計		六拾 七箇	四拾六箇	四拾六箇	參拾四箇	參拾四箇	參拾四箇	參拾四箇

パラグアイへの我が移住者

パラグアイ國は南米ブラジル國の隣りの小さい國であるが氣候狀態が凡そ日本と同じ位な状態にあるので、政府では昭和十一年以來、の國への移住者の獎勵に努めてゐるが、本年三月末

自迄に移住家族八十家族、移住人員五百五十六名に上つてゐる。鳥取縣から未だ一名の移住者をも見ないので五月十二日附を以て拓務省拓務局長より之が移住者獎勵方通牒があつた。

今移住者中の五十七家族について調査された成績状況を見ると、この三ヶ年間に開墾面積約四百五十三町歩一家族平均八町歩であつて、入殖後日の淺いに拘らず良好なる成績をあげてゐる。その收入は約七万二千七百圓で一家平均千二百八十圓となり最高二千七百圓。又、その主作物である棉花收穫状況を見ると、一九三六年度(昭和十一年—十三年)約十三萬九千一百キロ、一九三七年度(昭和十三年—十四年)の豫想は三十五萬キロとなつてゐる。

今や新東亞の建設に伴つて我が國民の互細亞大陸への進出發展は幾多流血の聖戦下並に將來に對する銃後國民の重大義務であつて、滿洲國への移住民を始め青少年義勇軍の進出に非常なる努力をはらつてゐる次第であるが、國民の海外發展は實に満洲、支那の大陸のみに止らず、



我等縣民代表の
郷土部隊慰問使は還る

00564

銃後縣民五十萬から第一線郷土將士に贈る慰問激励の誠意こもる重い「リクサツク」を脊負ひ、去月七日鳥取驛を勇躍出發せる縣慰問團の一行は、織田縣議を除き四十日振りの本月十

七日午前十一時五十三分鳥取驛着列車で大陸焼けのした、はち切れんばかりの元氣な顔で、北支戰線各地部隊を隅なく慰問の大任を無事果して歸縣した、驛頭には副見知事、各部長及び課長、落合部隊長、高田鳥取市長代理、其他多數の出迎を受け下車した。それより一行は縣社長田神社に參拜し、使命を果し無事歸縣の奉告後縣廳に至り議式場に於て知事各部長と會見、先づ副見知事より一行に對してその勞苦を稿ふ挨拶に次で宮野縣會副議長一行を代表して、現地各部隊に銃後國民の近狀を傳達し、郷土部隊の活躍の實況を具に眼のあたりに見聞して、益々銃後國民の今後に處する覺悟を新たにせる概況について報告の後乾盃して解散した。

我縣民代表の北支派遣部隊慰問に對し夫々所

00565

の慰問を終へ昨五日北上の上山西方面慰問行脚の途に上られ申候

昭和十四年五月六日

小林部隊長
小林長次

副見知事殿

X

X

X

謹啓陽春の候に御座候處益々御健勝にて邦家の爲縣政に御勤精被遊候御こと、欣賀に不堪候

陳者今事變に當り縣政の御繁務御裁理せられ候その間吾等出征者並にその家族の者に對し種々御配慮を贈り重ねくの御芳情をよせられつゝあるに對し感謝至極に存し候次第に御座候處今

回縣民代表を派せられ遠路親しく御慰問被下種々と温き御辭猶過分の御芳情を傳へ被下感謝の辭も無之候次第に御座候隊員一同深く肝銘一意御奉公の決意を固め斷乎聖戰遂行に邁進致し縣

民各位の御期待に副ふ覺悟を新に致し居り候この點宜敷く縣民各位へ御風聲被下度願上候
遂次暑氣に向ふ折柄充分御自愛邦家の爲御奮闘の程願上候

右不敢御禮迄申述度如斯に御座候 頗首
昭和十四年四月二十四日

大神部隊長
大神正家

副見知事閣下

侍史

X

X

X

鐵屑配給統制規則は昨年十二月一日施行、そ

のうち鋼屑に關しては商工省令により、商工大臣の指定する業者以外の購買、販賣を許さざる

屬部隊長よりその感謝を縣民各位に傳達すべく左の如き鄭重なる謝狀を寄せらる。

謹呈 新綠之好季益々御清穆奉賀候

陳者今般貴縣代表として宮野副議長以下數氏より成る慰問團を御差遣被下該慰問團の各位は連日疲勞をも省みず多大の艱苦と危險を冒し各部隊第一線を巡視慰問せられ親しく將兵の動靜を視其勞を稿はるゝ熱誠には一同等しく感激を新たにしたる次第に有之特に細川部隊御慰問の當夜の如きは深夜の匪襲あり彈丸宿舍近くに飛來したる有様にて眞に懸命の慰問をなされ居候加之多額の慰問金品御惠授被下縣民各位の御芳情洵に感激至極に御座候茲に謹みて厚く御禮申述度出動將兵一同皆御熱烈なる御厚意に對し愈々奉公の實を發揮可致決意に罷在候に付御序の節縣民各位に御披露被成下度先は右御禮迄如斯に御座候

尙宮野氏初め御一同頗る御元氣にて河北方面敬具



鐵屑配給統制

00566

ことゝし、銅屑及び故に關して配給統制を行つて來たが、銅屑については施行されず今日に至つたのであるが、最近にこの規定を潜つて抜け買多く闇取引横行し、當局としては鐵屑配給統制規則を全面的に發動せしめるの要に迫られ、來る六月一日より熔解用の銅屑又は故銅に關しても銅屑同様統制を強化し切符制度を採用することゝなつた。



御仁慈に感激の 傷兵感想文

出身地 烏取市川下町

歩兵伍長 森 本 春 美

春まだ浅き相模ヶ原の東天とうてんに瑞雲棚引き旭光燐として映ゆる今日三月十四日畏くも榮の

聖駕を迎へ奉り、有難き御仁慈に我等傷兵深く感涙に咽ぶのみであります、此の日靈山大山はすぐ間近に巍然と聳えて、富士の靈峰もかくやどばかり眩ゆく浮び松林は綠に梅花咲き薰り春陽燐として降り注ぎ今日の佳日を祝福するかの

内に外敵を摧破し、東洋平和世界平和の凱旋門を高く大きく建設するに努力せねばならない

× × ×

出身地 東伯郡倉吉町越中町

陸軍歩兵上等兵 門 脇 守 正

昭和十四年三月十四日生涯通じて永久に忘却出来得ない日であり、今後幾十年齡を重ねるに従つて感激新にして、自己邁進の道に日本人としての使命を遂行すべき責務を痛感するの日であると思ふ、畏くも 聖上陛下には早春三月十四日午後一時二十分當院に行幸遊はされ、親しく吾等傷兵の上に御仁慈を垂れさせ給ひしことは、傷兵各人の榮譽は勿論のこと一家の名譽之に過ぎるものはない。

吾等は皇軍の一人として聖戰に參加し、不幸中途に於て敵弾の爲傷つき内地に歸還し、今日迄はや一ヶ年有餘になんくとする、其の間國內上下を擧げて精神的、物質的の援助及看護を受けた御恩顧は決して忘却出來ない事である。

天皇陛下には去月軍事援護會の爲畏くも内帑金を御下賜に相成り、大陸に奮戦する戦友各位に御恩慮遊はさるゝは勿論の事吾々傷兵の爲常に大御心を垂れさせ給ふを思ふ時、今後一日も早く全快致し健全なる國民の一人として更生なし、御恩に報じなくてはならぬ、早春の陽光に映ゆる中央運動場に於て、親しく陛下御親ら更生に燃ゆる傷兵の體力増強を天覽遊ばされた時、自ら感涙おく能はざるものがあつた、今思ふに吾等は日本人たるの感激は無論陛下の赤子であることの自認を切々と感じる、國民は身を以て、陛下に盡瘁せんが爲に生活をするものである、わけて傷兵たる吾々は過去の戰線に於て事足るの頑迷は廢棄し、今後より一層精神的に日本人たるを自覺し、陛下の爲には私情に溺れず益々堅固なる忠節の精神を基調とし、日常の業務に忠實ならねばならぬと痛感する次第である、「希望は天上にあり、實行は脚下にあり」堅實なる一步々々は興亞大業の基である、此の佳日を永久に記念すべきは勿論、肝銘して停滯

00568

せず益々邁進しなければならぬ、恐懼感激の日
胸中に銘して健全なる更生へ鞭撻すべきで
ある。

×

×

×

出身地 西伯郡大國村字原

陸軍歩兵上等兵 渡邊作二

東洋平和の聖戰三年の新春を迎へ、誠に感慨
深いものがあります、折から三月十四日
畏れ多くも天皇陛下の行幸を仰ぎ 陛下の有難
き大御心を體し奉り御仁慈に感泣する次第であ
りますたまく去る六日手術を受けて衛生部員
並に戦友の御世話になり病床に身を横へて、行
幸の日を毎日想像して此の状態では到底拜する
ことは出來ない、陛下の行幸に床に着くとは何
といふ不忠かと心配して居たのであります、どう
うかして迎へ奉らふと焦りながら九日経過した
のであります、然るに十三日頃よりだん／＼良
くなり、當日は皆様と一處に拜し奉りましたの
に有難き極みであります、陛下には廊下を御通

うに成るに一旦答禮させられ御いつくしみ下さ
る様を御側近く拜しまして此の様なる御仁慈深
き陛下を戴きたる有難さに感涙に咽ぶのみで
了つたのであります、此の御仁慈の有難き大御心
に對し感泣せざる者一人として無いのであります
す、我一人の光榮のみならず一門一家の光榮此
の上ありません、それにつけても昨年三月台兒
莊に於て負傷し再び第一線に立つ事も出來ず内
地後送の止むなきに至り 陛下に對し奉り何ど
も申譯無き次第であります、以來一ヶ年原病院
にて手厚き看護を受け去る一月二十一日當病院
に轉入になつたのですが後療法體力増強
職業教育あらゆる方面から我々機能障害者をして
て再起奉公出来る様御盡力下されて居ります之
偏へに陛下の有難き大御心からであります。
一意専心療養に努め一日も早く退院致しまして
此の有難き御仁慈に答へ奉る覺悟であります。
目ざすは再起奉公のみであります、そして内地

00569

後送と成りし不面目的幾分か果す覺悟であります
、行幸を仰ぎ御仁慈の有難き大御心を體し奉
りて唯感泣するのみであります。

×

×

×

•

五月二十四日發行「週報」並「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

週報第百三十六號掲載内容

一 太平洋の制海權と我が海軍 (海軍省海軍軍事普及部)

一 最近現地治安の状況 (陸軍省情報部)

一 郵便年金制度とその改正 (保険院)

一 ドルゴの海峡問題 (外務省情報部)

東亞讀本八

(村上知行)

一 支那民情と民族性

寫眞週報第六十六號掲載内容

一 厦門攻略一周年

一 葉煙草も海外進出

一 聖火太平洋を渡る

一 與亞國民中央勳員大會

一 ポーランドは何處へ行く?

一 犬も應召

讀者のカメラ